

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋 健太郎

被告 国

2024年06月03日

原告 八木橋 健太郎 

東京地方裁判所民事第3部A1係 御中

証拠保全申立書

原告は、本書面において、証拠保全を申立てる。

なお、略語等は、従前の例による。

相手方(1) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館13階
東京矯正管区長

(2) 栃木県さくら市喜連川5547番地
喜連川社会復帰促進センター長

第1 証明すべき事実

原告が、施設へ収容中の間において、担当職員または保健助手等の医師以外の職員に対して申出た、心身の不調等の医療にかかる主訴の内容等及び同申出をした事実。

なお、採証が必要である理由は、甲35ないし37の規定に照らせば、上記医師以外の職員が被収容者から受けた心身の不調等の医療にかかる主訴などの申出及び同申出内容等を記載した診療記録たる備薬使用簿の内容等について、診療録への記載及び転記等の義務がないことから、必ずしもその内容等のすべてが当該被収容者の診療録に記録されていないため、診療録(甲01)の採証をもって原告の立証手段を充足しているとはいえず、原告の上記申出内容及び同申出をした事実が、当該各不法行為の立証において有益であり、事実関係について双方の主張が対立する部分が多岐にわたるなか、客観的な証拠が存在しない事項も多いところ、原告の主張の信用性を担保するためである。

第2 証拠

2020年3月5日から2022年6月8日の間における、原告にかかる情報が記録された、備薬箱の設置及び取扱規程(甲第45号証)及び甲45規程の実施について(通達)(甲第46号証)において「備薬使用簿」と定める文書。

第3 証拠保全の事由

甲46の記6(7)において「使用済みの使用簿は、3年間保存すること。」と定められていることから、すなわち、法定の保存期間が経過し及び迫っているため。

以上